平成２７年（フ）第２４９号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2053番地
債務者　林　加寿代
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６３号
茨城県水戸市内原町821番地　ガーデンレイＢ棟202号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字金尾258番地５
債務者　角田　翔平
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８１号
茨城県北茨城市磯原町上相田811番地の59
債務者　有賀　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第６１号
富山県小矢部市畠中町１番６号
債務者　増田美和子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２５１号
岐阜県山県市佐野292番地１、前住所愛知県春日井市六軒屋町６丁目132番地　ＤＵＰＬＥＸ国王77　103号
債務者　山口　早苗
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６６号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋７丁目179番地　（ハイツ河田　203号室）、前住所岐阜市西川手８丁目18番地
債務者　平田　俊也
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６８号
岐阜市今嶺１丁目５番５－105号　（コーポラス戸崎）、前住所岐阜市瑞雲町１丁目25番地　（服部マンション　３ＦＢ１号室）
債務者　平田　良治
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
兵庫県加古川市米田町平津296番地の１ディアスＫ平津101号
債務者　中田　智恵
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市新在家１丁目12番11号
債務者　宮内　彩
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２４号
兵庫県加古川市野口町二屋88番地の１ロワイヤル東加古川Ⅱ－315号
債務者　津田　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３１号
兵庫県姫路市中地475番地５ダイワアパート２－１、従前の住所兵庫県姫路市中地640番地４
債務者　松谷　恵
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４１号
奈良市恋の窪東町156番地の９　レオパレスエザーンスⅡ107号
債務者　並木　清隆
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６０４号
広島市中区小網町１番16―403号　金谷ビル
債務者　藤田　佐波
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６号
福岡県久留米市荒木町荒木1964番地１
債務者　平川　学
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４６９号
北九州市八幡西区東鳴水４丁目６番３号
債務者　田中　浩智
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９５号
北九州市小倉南区高野２丁目７番24号
債務者　坂本　尚子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９２号
佐賀県鹿島市大字高津原419番地　鹿城ハイツ203号
債務者　坂口　理恵（旧姓石瀧）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部